

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 28 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条の 2 第 1 項及び第 5 項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の 2（免許証等の更新の申請等）運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：各運転者講習センター
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 各警察署
備 考：